

○内閣府告示第三十三号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第一百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成二十六年内閣府告示第二百六十四号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十七年一月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 区域計画の作成主体 養父市国家戦略特別区域会議
- 二 国家戦略特別区域の名称 養父市 中山間農業改革特区
- 三 当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業 農地等効率的利用促進事業、農業法人経営多角化等促進事業、農業への信用保証制度の適用関連事業及び歴史的建築物利用宿泊事業